

第 2 回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「第 2 回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしましたが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

一番頭に資料目録、議事次第、名簿、座席表、規約、資料 1 としまして、利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）、その下に、資料 2 という 1 枚紙で、当面の進め方、参考資料 1 として（原案）の概要、参考資料 2 として A 3 になりますが、水害リスクの評価（試行）という資料になります。

配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長光成より、ご挨拶を申し上げます。

○河川部長

皆様、おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長の光成でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、「第 2 回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

12月2日に開催いたしました本会議におきまして、「鬼怒川河川整備計画の目標（案）」をお示しし、妥当であるとのことご意見をいただきました。

その後、12月4日に開催した鬼怒川・小貝川有識者会議においても目標をお示しし、有識者の方々からも賛成するとのことご意見を頂いたところです。

また、有識者会議と同日の12月4日に、国土交通大臣から平成27年9月関東・東北豪雨で大きな被害を受けた鬼怒川下流域において、国、茨城県、常総市など7市町が主体となって、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を実施することが発表されました。

本日は、「鬼怒川河川整備計画の目標」、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を踏まえとりまとめた、「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」と「当面の進め方」についてお示しさせていただきます。

皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

（カメラ退室）

3. 利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）

○河川調査官

それでは、議事に移りたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

議事次第の3、4につきまして一括で説明をさせていただきます。

それでは、説明をお願いします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

初めに、本日皆様のお手元にお配りしております資料及び参考資料につきまして、全体を一通り説明させていただきます。

資料1でございますが、「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」でございます。

原案の本文につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、当面の進め方という資料2でございます。当面の進め方という1枚紙をお配りしてございます。こちらについても、後ほど説明をさせていただきます。

続いて、参考資料でございます。参考資料1をご覧ください。

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）の概要」という資料でございます。

参考資料1は、「河川整備計画（原案）」の本文の内容を概要としてパンフレット形式でまとめた資料となっております。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

資料の構成としまして、左上に「1. 鬼怒川の概要」と記載してございまして、その下に「1. 1 鬼怒川の流域及び河川の概要」、2ページには、「1. 2 治水の沿革」、「1. 3 利水の沿革」、「1. 4 河川環境の沿革」というように、タイトルを記載してございます。

このタイトルは、資料1の「河川整備計画（原案）」の本文の章立てと一致させた構成としております。

また、内容につきましても、「河川整備計画（原案）」に記載をしている記述のうち、主立った内容を引用しており、有識者会議等でお示した図や写真等を掲載しながら、原案の内容について、できるだけわかりやすくお示しできるよう作成しているものでございます。

続いて、原案の本文について説明をさせていただきます。お手元に資料の1をご用意ください。

1枚めくっていただきまして、目次構成をご覧くださいながら、原案作成までの経過について簡単に説明をさせていただきます。

今年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川での大きな被害を受けまして、関東地方整備局では、利根川水系鬼怒川、小貝川河川整備計画の策定に向けて、本格的に検討を進めることとし、12月2日に本会議を発足し、第1回の会議では、「鬼怒川河川整備計画の目標（案）」をお示しました。

その後、学識経験を有する者からなる鬼怒川・小貝川有識者会議においても、目標となる流量をお示しし、意見を伺ったところでございます。

また、12月4日には「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を発表し、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施することとなりました。

本日お示しします原案は、河川整備計画の目標を踏まえまして、鬼怒川緊急対策プロジェクトを盛り込むとともに、プロジェクト完了後の河川整備も見据えましてとりまとめたものでございます。

本日は時間の関係もございまして、ポイントとなる箇所を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして1ページをご覧ください。第1章は、鬼怒川の概要をまとめて記載したものでございます。

1枚めくっていただいて、右の4ページの10行目からは、治水の沿革。次の5ページの24行目からは、過去の主な洪水を整理してございまして、6ページの30行目をご覧くださいと、平成27年9月洪水を記載してございます。

1枚めくっていただいて、7ページの13行目からは、利水の沿革めくっていただきまして、9ページ17行目からは、河川環境の沿革と、第1章には、鬼怒川の流域及び河川の概要や沿革としてこれまでの取り組みなどをまとめて記載をしてございます。

めくっていただきまして、11ページをご覧ください。第2章は、河川整備の現状と課題を記載したものでございます。2行目からの2.1には、堤防の整備状況を初め、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」をまとめて記載をしてございます。

めくっていただきまして、13ページをご覧ください。5行目からの2.2には、主要地点の流況や水利用の状況など、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」をまとめて記載してございます。

14ページをご覧ください。11行目からの2.3には、水質、自然環境、河川空間の利用、景観など、「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」をまとめて記載をしてございます。

ページをとんでいただきまして、17ページをご覧ください。15行目からの2.4には、河川の維持管理や危機管理など、「河川維持管理の現状と課題」をまとめて記載をしてございます。

めくっていただきまして、19ページをご覧ください。22行目からの2.5には、「平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題」としまして、「水害の概要」と次の

20ページには、この水害によって浮き彫りとなりました「主な課題」を記載してございます。

また、20ページの28行目からでございますが、新たな課題として、「気候変動の影響による課題」をまとめて記載してございます。

ページめくっていただきまして、22ページをご覧ください。第3章は、計画対象区間を表でお示しするとともに、次の23ページをご覧くださいと、計画対象期間を概ね30年とすることや、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行うことなどを記載してございます。

24ページをご覧ください。第4章は、河川整備計画の目標に関する事項をお示ししてございます。24ページは、整備計画全体を通しての目標を記載しているものでございます。

31行目からの「4. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」としまして、次の25ページの1行目からでございますが、「既往最大洪水となった平成27年9月洪水と同規模の6,600m³/sとし、このうち、河道整備において対象とする流量は4,600m³/sとし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る」としまして、図の4-1に流量配分図を記載してございます。

25ページ14行目をご覧ください。ここでは、「4. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」としまして、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量を佐貫地点において、期別に記載をしております。

続いて26ページをご覧ください。ここでは「4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標」として、水質や自然環境の保全等の目標を記載してございます。

めくっていただきまして、27ページをご覧ください。第5章は、「河川の整備の実施に関する事項」として、具体的な整備メニューの施行の場所などを記載してございます。

実施に関する事項、冒頭でございますが、12月4日に発表しました「鬼怒川緊急対策プロジェクト」のハード対策などについて記載をしてございます。

28ページでございますが、「5. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」では、治水対策の施行の場所等を記載してございます。2行目からの「(1) 堤防の整備」でございますけれども、9行目からの表には、堤防整備にかかる施行の場所を表としてまとめております。

めくっていただきまして、29ページから「(2) 河道掘削」を、14行目からは「(3) 浸透・侵食対策」を記載してございます。

めくっていただきまして、31ページをご覧ください。1行目からの「(4) 地震対策」、7行目から「(5) 内水対策」、12行目から、支川田川の合流部を対象として「(6) 支川合流点処理」を記載してございます。16行目からの「(7) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」としまして、今回の鬼怒川での課題を踏まえた対策を記載してございます。33行目をご覧ください。ここからは、「5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」を記載してございます。

32ページをご覧ください。「5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項」を記載してございます。8行目からは「(1) 水質改善対策」、19行目からは「(2) 自然環境の保全と再生」について記載をしております。

めくっていただきまして、33ページの1行目からは「(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」について記載をしてございます。9行目からは、「5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」をそれぞれ事項ごとに記載をしてございます。20行目からは、「5. 2. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」として、堤防の維持管理や河道の維持管理など、河川の維持管理にかかるものについて記載をしてございます。

ページをとんでいただきまして、39ページをご覧ください。27行目からでございますが、「(12) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応」を記載してございます。12月4日に発表しました「鬼怒川緊急対策プロジェクト」のソフト対策など、氾濫した場合でも被害の軽減を図るために、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会の構築を目指すための取り組みを記載してございます。

めくっていただきまして、41ページをご覧ください。23行目からは、「5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」について、記載をしてございます。

42ページをご覧ください。「5. 2. 3、河川環境の整備と保全に関する事項」について、それぞれ河川の維持にかかる内容について、記載をしてございます。

めくっていただきまして、44ページでございますが、第6章には、「その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」を記載してございます。

こちらは「6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」、「6. 2 地域住民、関係機関との連携・協働」、「6. 3 ダムを活かした水源地域の活性化」、「6. 4 治水技術の伝承の取組」など、総合的な観点からの取り組みが必要な内容について記載をしてございま

す。

1枚めくっていただきますと、計画対象区間を示した図面をつけてございます。

また、それ以降の資料でございますが、附図としまして、計画諸元表など図面等をつけてございます。

資料1の説明については、以上でございます。

4. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、「当面の進め方」について説明をさせていただきます。資料2、A4縦の資料を手元にご用意願います。

当面の進め方でございますが、本日この会議でお示しをさせていただきました「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」について、ご意見をお聞きます。

二つ目の四角でございますが、今週24日に鬼怒川・小貝川有識者会議を開催し、有識者の皆様にご意見を伺います。

また三つ目の四角でございますが、関係する住民の皆様に、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を本日から来年1月19日までの約1カ月間行う予定としてございます。

また四つ目の四角でございますが、公聴会について記載をしてございます。

一つ目の丸でございますが、公聴会における公述人の募集を行います。

公述の対象者は、茨城県、栃木県に在住の方を対象としまして、本日より年明けの1月5日まで、公述人の募集を行います。

また、二つ目の丸に公聴会の概要をお示ししておりますが、開催日につきましては、年明け1月17日、18日に茨城県筑西市と栃木県宇都宮市の2会場を予定してございます。

資料2「当面の進め方」につきましては、以上でございます。

最後に、参考資料2「鬼怒川における河川整備の効果について（水害リスクの評価（試行））」をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、本資料公表の背景について記載をしてございます。

平成27年8月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ

～」が答申されました。

答申には、想定し得る最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面からの対策を進めていくことが示されています。

鬼怒川では、平成27年7月の水防法改正を踏まえまして、様々な外力による浸水想定を作成・公表する準備を進めているところでございます。

現在、新たな氾濫シミュレーションモデルの構築途上ではございますが、法改正の趣旨を踏まえまして、従来のモデルを用いて河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合の様々な規模の外力による水害リスクの変化を試行的かつ暫定的に提示をするものでございます。

めくっていただきまして、2ページをご覧ください。こちらは、検討に当たっての計算条件をまとめておりまして、確率規模別の外力条件を1/10から1/500までの6段階で設定をしています。

なお、今回の河川整備計画の目標としました流量の確率規模は、約1/45となつてございます。

めくっていただきまして、3ページをご覧くださいますと、先ほど説明をさせていただきました河川整備計画（原案）に盛り込んでいる事業メニューを図示しているものでございます。

続いて4ページをご覧ください。中央の図は、原案で目標とした流量（案）が整備計画メニューの整備後の河道を流下した場合の水位縦断図をお示ししているものでございます。

評価に当たっては、平成27年9月洪水で決壊による被害があり資産も集中している左岸を対象としておりまして、下の図に示す通り、計算水位が計画高水位に対して相対的に高くなる10km付近、15km付近、35km付近を破堤地点として仮定をして、試行的に検討を行っているものです。

5ページからが水害リスクの評価結果となっておりまして、5ページは、左岸10km付近を破堤地点として仮定した場合の評価結果でございます。

左側と中央の図には、確率規模毎に現況と整備計画メニュー整備後の最大浸水深図をお示しております。

また、右側には被害額、水深3m以上となる区域の面積、水深3m以上となる区域の人口を指標としまして、想定被害曲線（リスクカーブ）をお示ししています。

右上の被害額を指標としたリスクカーブをご覧くださいますと、整備計画規模では、青

の現況では約5,000億の被害額が想定されますが、赤の整備計画メニューの整備後では、被害が発生しない結果となっており、河川整備による効果が確認できます。

また、1/100の基本方針規模や、1/200規模、1/500規模とご覧いただきますと、確率規模が大きくなるにつれて被害額も大きくなるものの、いずれの場合も赤の河川整備計画メニュー整備後が青の現況を下回っており、施設整備による効果が確認することができます。

6ページをご覧いただきますと、左岸15km付近を破堤地点として仮定した場合、次の7ページは、左岸35km付近を破堤地点として仮定した場合の水害リスクの評価結果を示しておりまして、結果については10km付近と同様の結果を確認してございます。

こうした水害リスクの評価によりまして、上下流・左右岸バランスなどに留意しつつ、着実にハード対策を進め、洪水に対する安全性の向上を図るとともに、施設能力を上回る洪水が発生した場合に備え、危機管理型のハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するなど、洪水氾濫に備えた社会全体での対応を進めていく必要があるものと考えてございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○河川調査官

私どもが用意しました資料は以上になります。

それでは、お示しした内容につきまして、何かございましたら挙手の上、席のところにマイクがございますので、スイッチを押していただきまして所属とお名前の後にご発言をいただければと思います。よろしくお願いします。

茨城県さんお願いします。

○茨城県土木部長

茨城県の土木部長の渡辺でございます。

今回お示ししていただきました河川整備計画の原案につきましては、詳細は持ち帰って内容はまた確認させていただいて、後日回答させていただきたいと思っておりますけれども、本日は私から、その上で何点か申し上げさせていただきたいと思っております。

まずちょっとポイントの前に、この間の9月の関東・東北豪雨ということで、大変な被害に遭ったわけですが、この鬼怒川流域につきましては、この今回の被害も含めまして、度重なる被害というのは過去にも起きていますので、早急な治水対策というのは、

喫緊の課題であろうというふうに思っています。

そういった中で、12月4日に鬼怒川緊急対策プロジェクトというのをまとめていただきまして、本当に茨城県としては非常に感謝をしているところでございますし、また、国、県、市町、一体となって、また関係機関とも調整しながら、早期にこれが実行されるというのを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、3点ほど申し上げたいと思ひますけれども、最初、資料の27ページから30ページあたりで、鬼怒川本川のハード対策についてでございます。

今回のような豪雨が再び起こった場合にも被害が発生しないよう、今回の案につきましては、鬼怒川の堤防整備や河道掘削、それから堤防の浸水、浸透・侵食対策など、様々なメニューが盛り込まれたというふうに理解してございます。

これに関しまして、これも緊急対策プロジェクトの中、12月4日の発表の中で、河川激甚災害対策特別緊急事業というのも中に入っておりますけれども、こういった事業などを活用して、鬼怒川の河川整備が緊急的、集中的に進められて、河川整備計画に盛り込まれている事業が、一刻も早く完成するようお願いしたいというふうに思っております。

それが1点目でございます。

それから、次に2点目につきましては、田川を初めとした鬼怒川支川の合流点処理についてでございます。

今回の豪雨では、鬼怒川の本川だけでなく、県が管理する田川沿川の鬼怒商業高校など、沿川で相当、浸水被害が発生いたしました。

資料でいうと31ページあたりだと思いますけれども、洪水時の氾濫を防止するために、排水機場の整備などの必要な対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目でございます。

タイムラインの整備などのソフト対策についてでございます。

資料につきましては、37ページから41ページに説明がございすけれども、今回の豪雨では、多数の孤立者が発生いたしました。

こういうことも踏まえまして、県や地元市町と連携しながら、広域避難に関する仕組みづくりなど、住民の避難を促すための対策を進めていただきますよう、これについてもお願ひしたいと思ひます。

以上が3点でございます。

それから、最後に当面の進め方についてでございます。

今回、河川整備計画の原案の意見募集や有識者会議、公聴会がこれから行われるということですが、今回の豪雨で甚大な被害が発生した常総市などの地元市町等と丁寧に合意形成を図っていただくとともに、河川整備計画の早期策定をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長

栃木県の県土整備部長の印南でございます。

まず、9月の関東・東北豪雨の際に当たりましては、関東地方整備局さんのご尽力いただきまして、被害を軽減することができました。

あと、多方面の事務所からもいろいろ応援をいただきました。

改めて、御礼申し上げる次第でございます。

その上で、ただいまご説明をいただいた整備計画の原案でございますが、茨城県さん同様、細かい点につきましては、持ち帰って、後ほど必要に応じて意見を回答させていただきたいと思っております。

その上で、私のほうも3点、意見を述べさせていただきます。

まずは、今回の異常降雨ということで、本県の県央、県西部に、線状降水帯というような数時間にわたって、積乱雲がまとまって発生するということが生じたわけでございます。

奇しくも鬼怒川上流の県北部のダム付近の降水量は、600mmに達するというところでございまして、これは9月1カ月分の降水量の2倍もあったということでございました。

そういう中で、ダムのほうの貯留で、これをフルに活用していただきまして、聞き及ぶところによりますと、1億 m^3/s の水を貯めていただいたということでございます。

本当に、そのおかげで、茨城県さんのほうは被害が発生しましたが、私どものほうでは、鬼怒川の破堤に至るというようなことはございませんでしたので、大変ありがたいと思っているわけでございます。

かなりの水位低下に効果があったと思っております、この意味からも、ダム役割は非常に重要だと認識しております。

知事も改めてコメント出ささせていただきましたが、引き続き、そのダムの維持管理関係について、それと洪水調節なり、あるいは水の下流域の補給なり、適切な運用につきまして、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、河道についてでございますが、栃木県の場合は、幸いにも中流部に当たりまして、川幅も広いということもございまして、流下能力はございます。

ただ、今回の水害でもかなりの出水がございまして、水衝部等では、かなりの洗掘とか侵食がございました。

幸い破堤には至らなかったというような状況でございますけれども、場合によっては、破堤をして甚大な被害を生じるということもございます。

また、河床の低下によって、滞筋が固定されるということになりますと、栃木県固有の景観である、礫河原というのも徐々に少なくなってきた、貴重な動植物の生息の場というものも失われていくということもございます。

改めて河川のいわゆる本来の機能と、それからもう一つは環境面での配慮という点から、河道の維持管理についても、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、資料でいいますと29ページから、なるんですが、先ほど言ったことと、ちょっとラップをいたしますけれども、浸透・侵食対策などについて、栃木県の実施箇所についても記載がございます。

特に侵食対策等については、川幅を広げるとか、そういう対策ではございませんので、下流部に影響を与えるということではございませんから、茨城県さんのほうの事業とあわせまして、本県の事業についても並行して進めていただければ、ありがたいと考えております。

以上が原案についての回答でございます。

次に、当面の進め方についてでございますが、これから幅広く意見を聞いた上で、計画をまとめていくということでございますので、特にその進め方について、毛頭異存はございませんけれども、関係市町の説明についてもぜひよろしくお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

両県からいただいたご意見について、簡単ではございますが私からコメントをさせていただきます。

まず、整備計画（原案）でお示ししました堤防の整備、堤防の侵食・浸透対策、それからソフト対策、そういったものについてご意見をいただいたというふうに理解をしております。

国、茨城県さん、それから常総市などの鬼怒川沿川の7市町が主体となりまして、先日、ハード・ソフト対策が一体となった緊急的な治水対策を「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として位置づけ、集中的・緊急的に実施することを12月4日に発表させていただいております。

このプロジェクトに盛り込まれた激特事業につきましては、原案に記載しておりますが、それを踏まえて事業の早期完成、そういったご要請をいただいたものと理解をしております。

これらの発言を踏まえまして、上下流のバランス等を確保しつつ、丁寧に対応して参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

それから、このほかに県さんが管理いたします支川の田川と鬼怒川との合流点処理等について発言がございました。

これについては、検討と調整が必要であると認識しておりますので、引き続き対応をよろしく願いいたします。

それから、ソフト対策で広域避難に関する仕組みづくり等についてご発言をいただきました。

こちらにつきましても、「鬼怒川の緊急対策プロジェクト」のソフト対策として盛り込んでおりますけれども、タイムラインの整備とこれに基づく訓練の実施、それから地域住民等も参加をする危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくりなど進めて参りたいというふうに考えてございます。

それから、栃木県さんのほうから上流4ダムの洪水調節効果についてご発言をいただきました。

引き続き適切な運用を図っていくとともに、ダムの放流や洪水予報時等のわかりやすい情報提供にも努めて参りたいというふうに考えております。

それから、鬼怒川の礫河原の件でございますが、保全を念頭に河道管理を行うようにと発言をいただきました。これにつきましても、ご発言を踏まえて対応して参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、当面の進め方につきましては、特にご異存はなく河川整備計画を早期に策定してほしいというご発言をいただいたものと理解しておりますので、私どもといたしましても、河川整備計画の策定に向けて、引き続き検討を進めて参りたいというふうに思っております。

それから、市町村の皆さんとは日ごろより様々な形でコミュニケーションを取っておりますけれども、正式には、河川法の第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取の際に県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聞くこととなっておりますので、市町村への意見、聞き方や時期については改めて皆様のほうにもお示したいというふうに思っております。

さらに原案内容の詳細については、持ち帰り確認をしたいというご発言を両県さんからいただいておりますので、ご意見等がございましたら書面等で提出いただきますようお願いをします。

最後になりますけれども、整備計画の検討に当たりましては、今後とも両県の皆様と相互の立場で理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいというふうに考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上になりますが、そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○河川調査官

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

それではこれもちまして、「第2回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —